



下記に心当たりのある方は、
遺言書の作成をおすすめします。

- 子どもがいない。
- 自分の死後、配偶者に財産を多く残したい。
- 兄弟姉妹間の仲が良くない。
- 相続人に行方不明者または、生死の分からない人がいる。
- 同居している子どもと、別居している子どもがいる。
- 子ども間に経済的な格差がある。
- 独身である。
- 相続人ではないお世話になった人や団体に何らかの財産を残したい。
- 結婚を複数回しており、それぞれに子どもがいる。
- 実子でなく、養子縁組もしていない子どもがいる。
- 病気がちな子どもや、障害を持つ子どもがいる。
- 自分の死後、残されるペットのことが心配だ。
- 婚姻届を出していない内縁の妻(または夫)がいる。

遺言書の作成や、相続手続きに関してお困りの際は、行政書士にご相談ください。

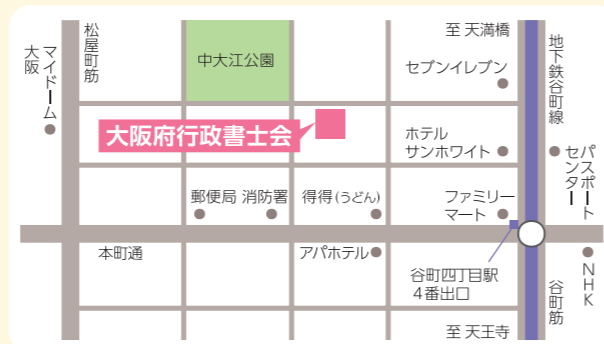
大阪府行政書士会

〒540-0024 大阪市中央区南新町1丁目3番7号
(地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅4番出口から徒歩4分)

TEL.06-6943-7501 (代表)

FAX.06-6941-5497

<https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/>



2023年10月発行 当冊子は2023年10月現在の法律・判例等に基づいた内容です。その後の法改正・判例変更等により取扱いが変わることがございます。

終活をお考えの みなさんに 読んで欲しい本

人生イロイロ。

それぞれのモヤモヤを減らして

これからの人生を気楽に過ごしましょう。

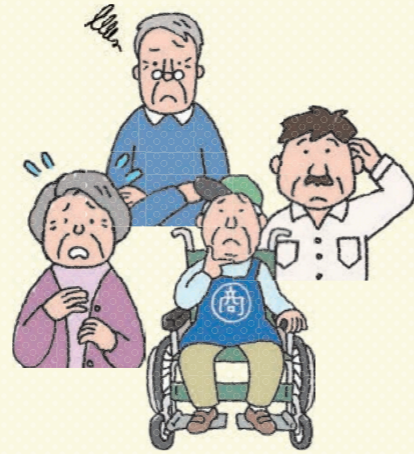


 OSAKA Certified
Administrative Procedures Legal
Specialists Associations

これからの人生を、気楽に過ごすために
心のモヤモヤを減らしましょう。

終活
の

モヤモヤは 何ですか？



子どもが独立し、仕事も現役から退き、
両親の介護も終わって、ようやく自分の時間ができたと思ったけれど
どうも手放しで楽しめない…。

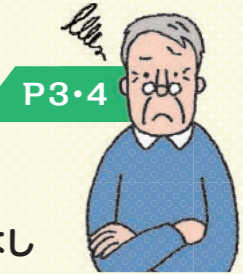
健康のこと、家族のこと、お金のこと
心配事は尽きませんが、解消できるモヤモヤもあります。

右の4人も、それぞれにモヤモヤを抱えていましたが
行政書士に相談し、スッキリしたようです。
あなたの役に立つおはなしもきっとあるはず。
これからの人生のために、一緒にモヤモヤを減らしましょう。

STORY 1

子どもがいないので
一人残される妻が心配で…

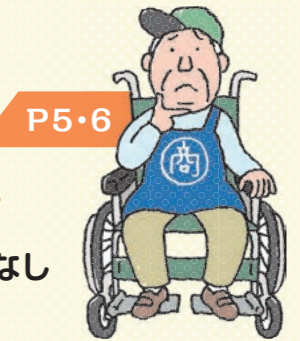
子どものいないまさおさん(80歳)のおはなし
法定相続人(法定相続分) / 負担付き贈与



STORY 2

息子には店を残してやれるけど
娘にはない。兄妹で揉めないだろうか…

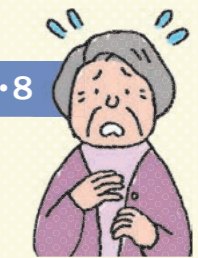
自宅兼商店で、息子家族と暮らすつよしさん(76歳)のおはなし
遺留分 / 付言事項



STORY 3

私には家族がいません。
認知症になったらどうなるの…

家族のいないみちこさん(66歳)のおはなし
任意後見 / 財産管理 / 継続的見守り / 死後事務委任



STORY 4

実は、前妻との間にも子どもがいて
遺産くらいは平等に残したいが…

前妻にも後妻にも子どもがいるようへいさん(68歳)のおはなし
「婚姻届を出していない」「養子縁組をしていない」に要注意
「自筆証書遺言」には要注意



遺言・相続に関する用語解説 P11~14

行政書士ってどんなことを手伝ってくれるの? P14

子どものいない夫婦 まさおさん(80歳)のおはなし

一人残された妻が安心して暮らしていけますように

まさおさん(80歳)は、妻(75歳)と二人暮らし。
子どもには恵まれませんでした。庭のある小さな家を構え、50年に渡って仲良く暮らしてきました。



ところが最近、まさおさんは体力の衰えを感じ、不安を抱くようになりました。

「もし私が死んだら、妻はひとりぼっちになってしまう。

妻が安心して暮らしていくためには、どんな準備が必要だろうか…」。

まさおさんの希望は、

「妻が今まで通り、この家で安心して暮らせるよう、①できるだけ多くの財産を妻に残したい。ただし②本当の娘のように私たちが大切にしてくれる妻の姪にも感謝と、これからも妻を見守ってもらいたいという気持ちを込めて財産の一部を残したい」。

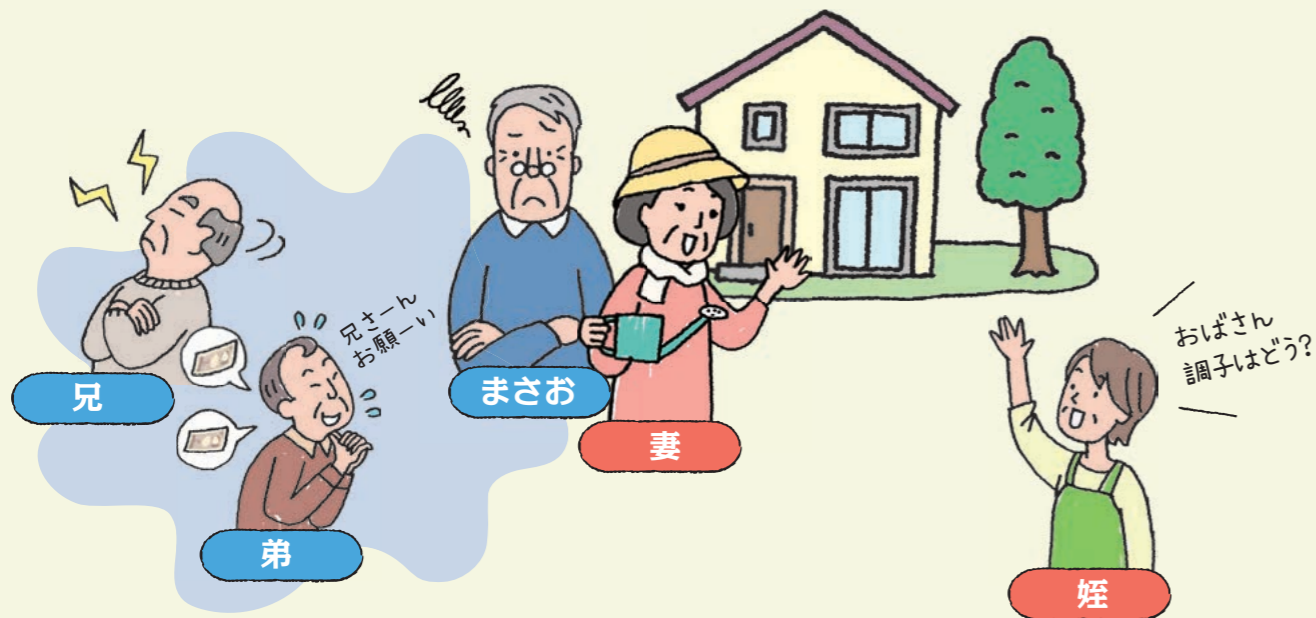
一方、まさおさんにはもう一つ心配なことが…。

それは、遠方に住む実兄と、金の無心ばかりしてくる実弟のこと。

「私が死んだら、弟は財産を分けろと言ってくるだろうし、兄と連絡をとるのも大変だろう。

気の優しい妻が困らないよう、彼らには何も残さないことをハッキリさせておかなければ」。

そこで、まさおさんは行政書士に相談することにしました。 **行政書士のアドバイスは右ページ**



放っておくと、相続させたくない人にも財産が継承されます。遺言書を作成しましょう。

黄色いアンダーライン部分は下記解説をご覧ください。

子どもがいない夫婦のどちらかが亡くなった場合、

遺言書がなければ法定相続人全員で協議し、相続内容を決めなければなりません。

まさおさんの場合は、両親が他界しているので**妻と兄と弟が法定相続人に該当し**

妻4分の3、兄と弟で4分の1が**法定相続分**となります。

しかし、**遺言書を書けば**、まさおさんの希望①と②は叶えられます。

①できるだけ多くの財産を妻に残したい。②妻の姪にも「財産の一部」を残したい。

ただし、②については「財産の一部」を具体的に特定し、明記しておきましょう。

また、まさおさん死後、姪に妻の面倒を見てもらいたいなら、

負担付き遺贈という方法もあります。

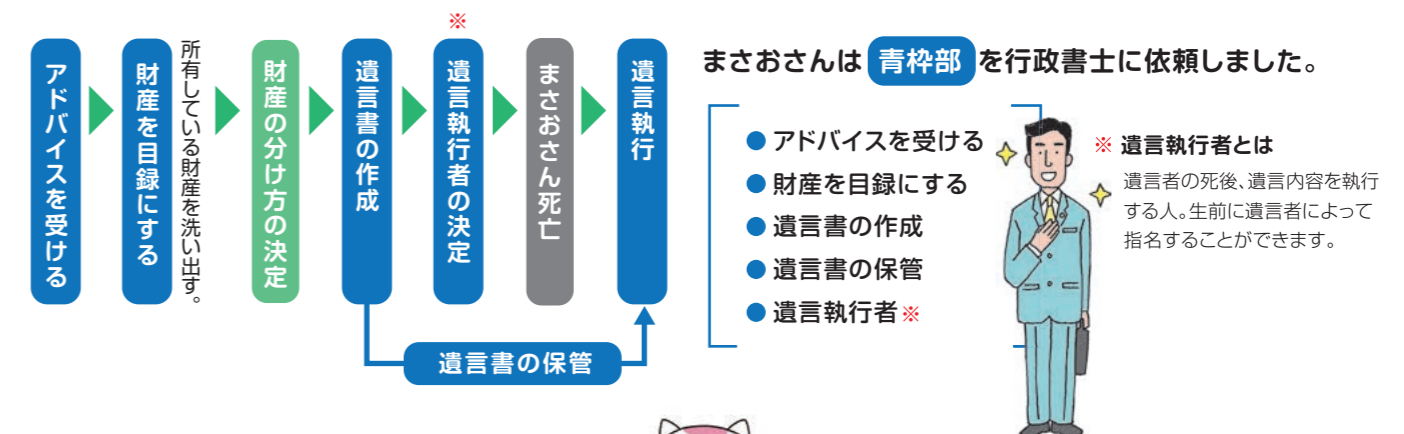
遺言書がないと…



希望通り 遺言書があれば!



まさおさんの場合の流れ

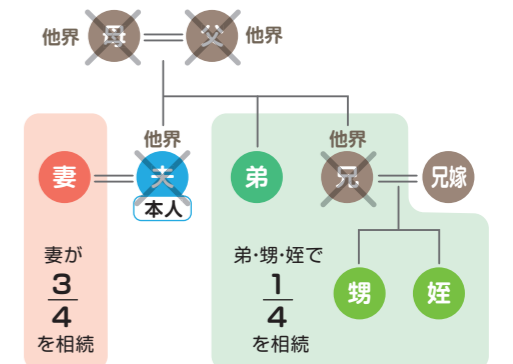


解説

解説 法定相続人と法定相続分 詳細はP12もご覧ください。

民法に定められた相続人を「法定相続人」と言い、民法に定められた相続割合を「法定相続分」と言います。例えば、子どものいない夫婦の夫が亡くなった場合、法定相続人と法定相続分は右のようになります。ただし、遺言書によって示された被相続人の意思が、これと異なる場合は、遺言書の内容が優先されます。その場合でも、「遺留分」は考慮しなければなりません。「遺留分」の詳細はP5・6をご覧ください。

例:子どものいない夫婦の場合



解説 負担付き遺贈

「財産を残す代わりに残された妻の面倒をみてもらう」や、「財産を残す代わりにペットの世話をしてもらう」など、相続させる代わりに一定の義務を課す遺贈(遺言による贈与)を「負担付き遺贈」と言います。受遺者は遺贈を放棄することができます。また、受遺者(財産を受け取る人)が義務を果たしていない場合は、その他の相続人や遺言執行者が催告することができ、場合によっては家庭裁判所を通して遺贈を取り消すこともできます。

自宅兼商店で、息子家族と暮らす つよしさん(76歳)のおはなし

財産の問題で兄妹が揉めませんように

つよしさん(76歳)は、自身が営む自宅兼商店で、息子(43歳)とその妻、小学3年生になる孫と一緒に楽しく暮らしています。商店は個人経営で、長年に渡って妻と二人で営んできましたが、2年前に妻が亡くなり、自身も足を痛めたことから、息子が長年務めた会社を辞め、夫婦で切り盛りしてくれるようになりました。

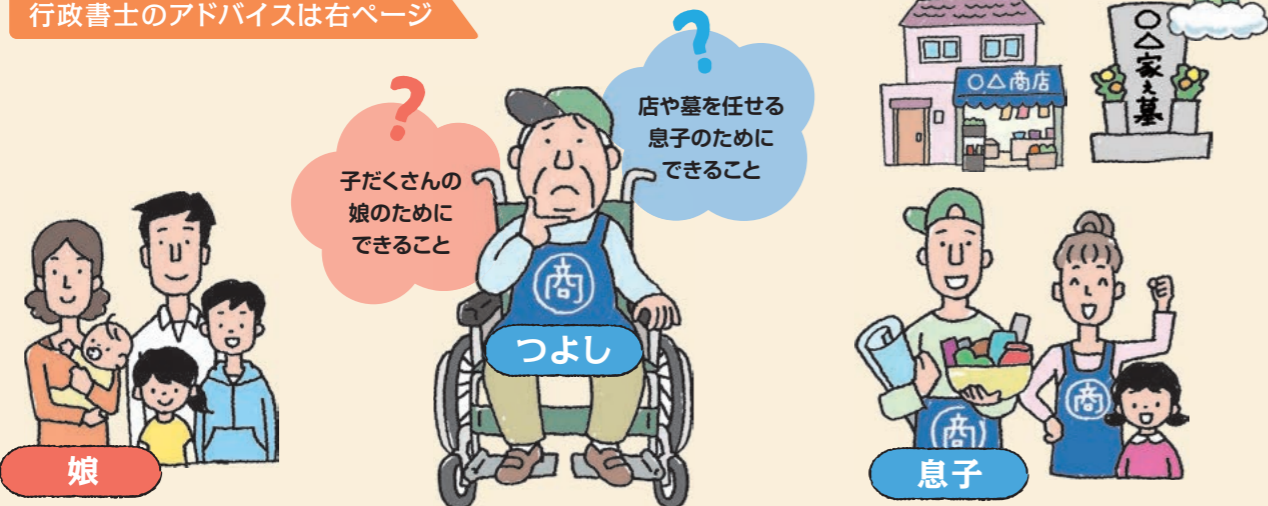


また、つよしさんには娘(40歳)もいます。結婚して遠方に住んでいるので、普段は電話で近況報告をする程度ですが、盆と正月には毎年、三人の孫を連れて顔を出してくれる親想いの娘です。ありがたいことに息子も娘も親想いで仲も良く、つよしさんには何の心配もありませんでした。

ところが最近、気になる話を聞いて不安になりました。ご近所に住む仲の良かった兄弟が、親が亡くなったとたん遺産を巡って揉めたとか…
「私が死んだら、二人は財産で揉めはしないだろうか。店は息子に継がせるとして、その分、娘に何をしてやれるだろうか。三人も子どもを抱えてお金はいくらあっても足りないだろうから助けてやりたいけど、貯金は大してないしなあ。でも、息子にはお墓の面倒も頼まなければならないし、その費用もバカにならないだろうし…」。

そこで、つよしさんは行政書士に相談することにしました。

行政書士のアドバイスは右ページ



まずは、事業所用の資産をはっきりさせ「遺留分」に注意して遺言書を作成しましょう。

黄色いアンダーライン部分は下記解説をご覧ください。

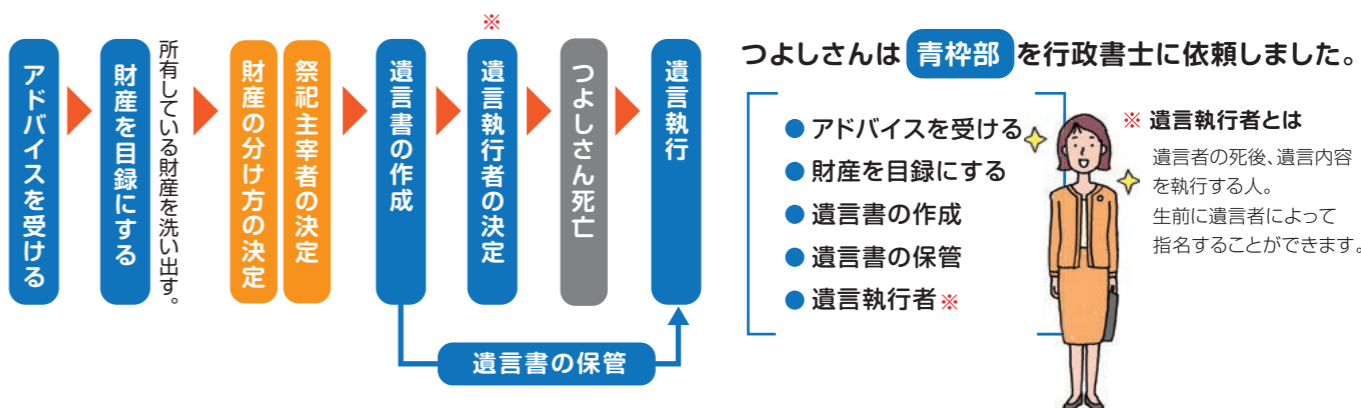
息子に商店(事業)を継がせる場合、**遺言書内で事業用の資産を特定しておくことが大切です。**不動産、車、備品、在庫、営業権、特許権、債権、債務などなど、先に事業用の資産を特定しておかないと、事業に必要なものが遺産分割の対象になってしまい、事業を引き継ぐことが難しくなります。

また、つよしさんの場合、預貯金や資産価値のあるものはほとんど所有しておらず、**財産の大半が自宅兼商店の不動産です。つまり、事業用の資産(=不動産など)を息子に相続させると、財産はほとんど残らず、娘の「遺留分」を侵害することになってしまいます。**そこで、まず事業に関係のない財産を娘に分配し、不足分は事業を引き継いだ後に発生する収益から分割で支払うようにすることを遺言に記しておくなどの工夫が必要です。



先祖代々の墓地や仏壇は、「祭祀財産」と言い、相続財産とは別に「祭祀主宰者」に引き継がれます。「祭祀主宰者」は生前に指名することもできますが、遺言書で指名することもできます。墓地は管理、供養など継続的に費用がかかるので、考慮して遺産の分配した方がよいと思いますが、その際、祭祀主宰者以外の相続人が不満を抱かないよう、**付言事項**に分配の理由を書き残しておくことをおすすめします。

つよしさんの場合の流れ



解

説

解説 遺留分 詳細はP11もご覧ください。

法定相続人(民法で定められた相続人)のうち、より近い一定の人に認められた最低限の相続分のこと。両親、配偶者、子ども、孫、ひ孫が該当し、遺留分を放棄することもできます。分配の割合は法定相続分(民法で定められた相続割合)の2分の1。例えば、配偶者の場合、法定相続分が2分の1ですから、遺留分は4分の1となります。

解説 付言事項

詳細はP11もご覧ください。

遺言者の考えや願いが正しく伝わるよう遺言書に書き加えられる文章のこと。自由に正直な思いが書けるので、感謝の気持ちを伝えたり、相続トラブルの回避にも役立ちます。

家族のいない みちこさん(66歳)のおはなし

認知症になったら、死んだら、誰に助けてもらえるだろうか

みちこさん(66歳)は、大学卒業後、中学教師として定年まで勤め上げました。結婚することもなく、ひとりっ子だったこともあり、ずっと実家暮らし。定年時には、体が思うように動かなくなった母のために実家をリノベーションし、親子三人仲良く暮らしていました。



そんな矢先、元気だったはずの父親が脳梗塞であっけなく他界。翌年には父親を追うように母親も亡くなり、昨年ついに一人になってしまいました。持ち前のバイタリティで学童保育のボランティアに参加するなど元気でイキイキと活動していたみちこさんでしたがさすがに一人を痛感し、不安になりました。

「今はまだ元気だし、ボランティアも楽しい。でも、父のように突然死んだら、どうなるんだろう。死ななくても、知らず知らずのうちに認知症になって、何もかも分からなくなったら…。それに、遺産はどうなるんだろう。いく宛のない財産は国庫に帰属してしまうと聞いた。国のものになるくらいなら、応援したい団体などに寄付したいし…」。

そこで、みちこさんは行政書士に相談することにしました。

行政書士のアドバイスは右ページ



行政書士
の
アドバイス

信頼できる人と契約を交わしておきましょう。
寄付については遺言書を作成!

下記①～④についてはP13でも解説しています。

契約 1
任意
後見

まずは、判断能力が落ちてしまった場合に備えて、信頼できる人と「①任意後見契約」を結んでおきましょう。誰を指名するか、どんな内容で契約するかは、みちこさん自身が自由に決めることができます。契約内容は主に、財産を管理してもらったり、介護サービスの手続きをしてもらうことなどが考えられます。

契約 2
財産
管理

また、判断能力は落ちなくても、身体を壊して思うように動けなくなった場合に備える「②財産管理委任契約(任意代理契約)」もあります。入院や保険の手続きをしてもらったり、貯金の管理や公共料金の払い込みなど、任せたいことを契約内容に定めることで、代理を務めてもらうことができます。

契約 3
継続的
見守り

次に、みちこさんのような一人暮らしの方におすすめしたいのが「③継続的見守り契約」。一人暮らしの場合、判断力が低下しても気づく人がおらず、タイミングを逃してせっかくの「任意後見契約」がうまく活かせなくなってしまうことがあります。それを回避するため、後見人になる予定の人に定期的に連絡をとってもらってタイミングを見計らってもらうのがこの契約です。



契約 4
死後
事務

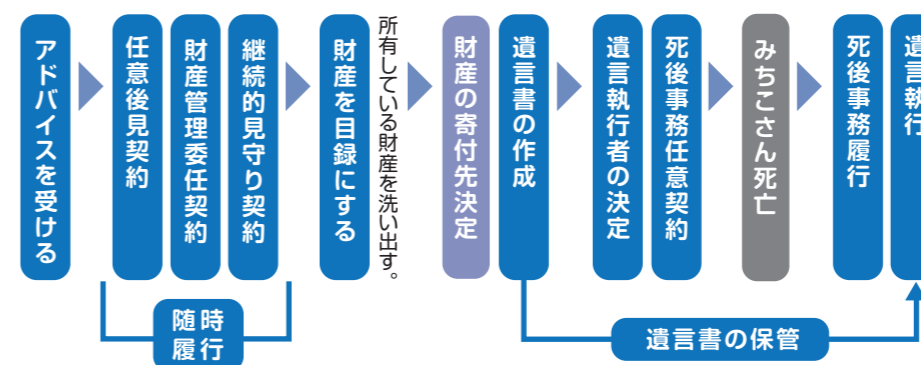
最後に「④死後事務委任契約」。①②③の契約は、みちこさんが亡くなると全て終了し、遺体の引き取り等の死後の手続きは宙に浮いてしまいます。死後事務に該当するもの(遺体の引き取り、行政への届出、葬儀の手配、医療費の精算、遺品の整理など)は、遺言書に残しても効力がないので事前に依頼しておきましょう。

遺言書
作成

依頼 5
遺言
執行

相続についてですが、みちこさんのように法定相続人がいない場合、遺言書による相続の希望もなければ、遺産(家・不動産含む)は全て国のものになります。しかしみちこさんには、遺産を全て、経済的な理由で教育が受けられない子どもたちを支援する団体に寄付したいとの希望があります。そのような場合は、遺言書にその旨を残し、信頼できる人を「⑤遺言執行者」に指名しておけば希望通り遺贈寄付することができます。

みちこさんの場合の流れ



みちこさんは **青枠部** を行政書士に依頼しました。

- アドバイスを受ける
- 任意後見契約
- 継続的見守り契約
- 財産管理委任契約
- 財産を目録にする
- 遺言書の作成
- 遺言執行者
- 死後事務任意契約



前妻にも後妻にも子どもがいる ようへいさん(68歳)のおはなし

前妻の子にも後妻の子にもできるだけ平等に分けたい

ようへいさん(68歳)には離婚歴があり、15歳年下の今の妻とは40歳の時に再婚。授かった娘(26歳)と三人、仲良く暮らしていましたが、来月、娘が結婚して家を出ることになりました。



心から喜んでいたようへいさんでしたが、同時に思い出さずにはいられないことがありました。それは、前妻との間に生まれた息子のこと。2歳になる前に離婚し、妻が連れて出て行って以来、35年以上会っていません。「あの子も36歳になる。結婚したろうか。子どもも二人くらいいるかもしれないな…」。

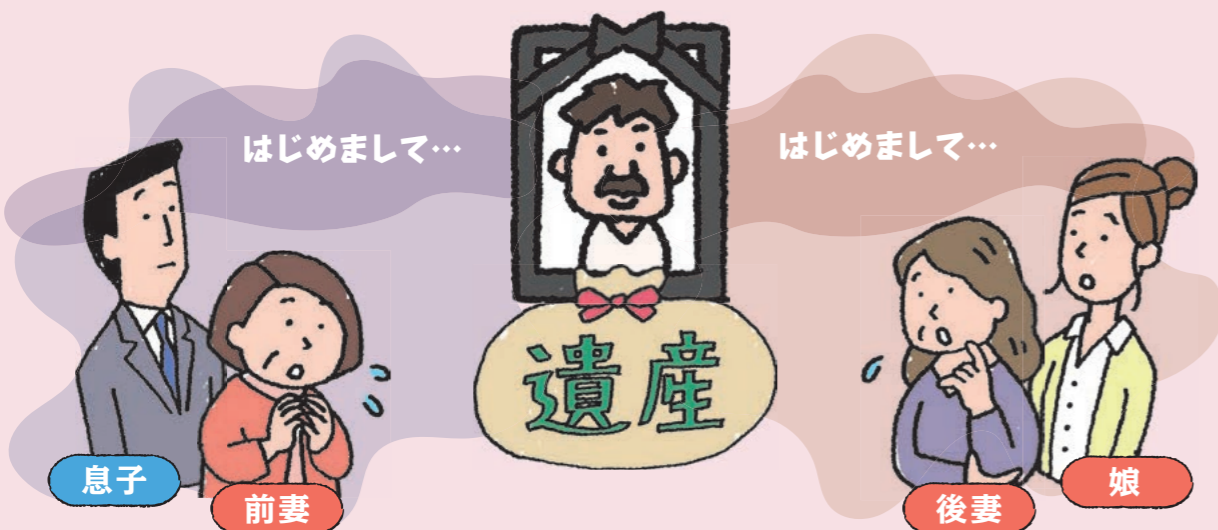
すると、ようへいさんの気持ちを見透かしたように、今の妻が冗談混じりに「息子さんはどうしているかしらね。あなたにそっくりに育てたりして(笑)会えるとしたら、あなたが死んだ時くらいかしら。遺産分割で揉めたりして(笑)」。



「確かにそうだ。笑い事じゃないかもしれない。前妻に相続権はないが、息子にはあるはずだ。お金には苦労して育てただろうし、揉める可能性はあるぞ。もしもの時のために準備しておいた方がいいかもしれない」。

そこで、ようへいさんは行政書士に相談することにしました。

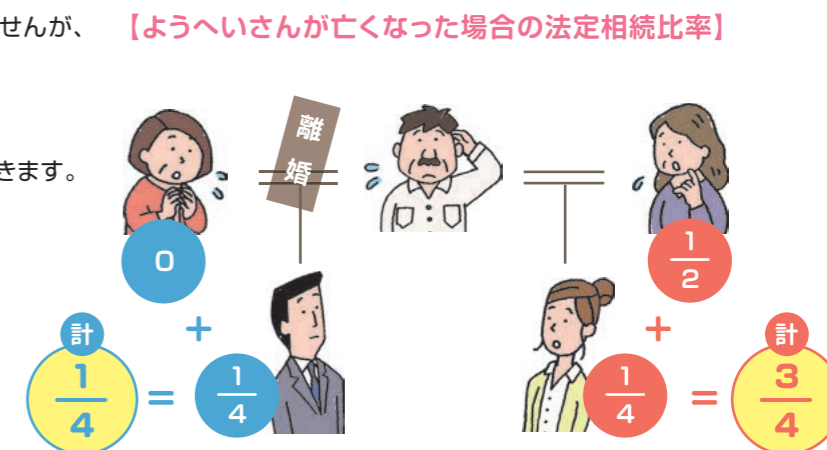
行政書士のアドバイスは右ページ



行政書士
の
アドバイス

揉める可能性があるので、遺言書を残しましょう!

ようへいさんの言う通り、前妻に相続権はありませんが、息子(実子)は、法定相続人に該当しますので遺言書がない場合は法定相続分が適用され、後妻の子は同じ割合で財産を受け取ることができます。では、同じ割合なのになぜ揉めるのでしょうか。それは、前妻に相続権がないのに対し後妻には2分の1が相続されその多くが、母親(後妻)を経由して子どもに引き継がれると考えるからです。



前妻は思います。「同じ実子なのに、実質的には父親から引き継がれる財産に大きな差があるのは不公平だ!」このことを考慮して、前妻の子どもに少し多く相続させるよう遺言書に残しておくこともひとつの方法です。その際は、付言事項に経緯を書いておくといいでしょう。

※ P12をご覧ください。

注 意

注意 「婚姻届を出していない」「養子縁組していない」に要注意

長期に渡って同居し、家族として暮らしてきた事実があっても、婚姻届を出していないければ、法律上、妻(または夫)として認められず、法定相続人になることができません。連れ子など(実子でない)の場合も、養子縁組されていなければ法定相続人にはなれません。彼らに財産を相続させたい場合は、「①婚姻届・養子縁組届を出す」または、「②遺言書に遺贈する旨を書いておく」のいずれかの方法をとる必要があります。

注意 「自筆証書遺言」には要注意

遺言書には主に、自分で書いて押印する「自筆証書遺言」と、公証人役場で遺言内容を伝えて公証人が筆記する「公正証書遺言」があります。「自筆証書遺言」は人に見られることなく、費用もかからないというメリットがある反面、形式の不備により無効になったり、遺言者の意図が伝わらずトラブルになることがあるので、注意が必要です。

- 1 様式・要件を誤ると無効になります。
遺言書には民法で定められた様式や要件があり、満たされていない場合は無効となります。
- 2 内容が不明瞭だとトラブルの原因になります。
相続人や財産の内容が、詳細かつ明確に特定されていなければ、トラブルの原因になるばかりか、無効になるおそれもあります。
- 3 遺留分を考慮しておかなければトラブルの原因になります。
遺留分を考慮せずに遺言書を残すと、被相続人の意に反して遺留分を主張され、大きなトラブルを起こしかねません。
- 4 遺言書の保管場所が分からなくなると遺言が執行できません。
まずは、遺言書があることを知らせておくことを忘れず。保管場所は自由ですが、遺言執行者に伝わっていかず、暗証番号不明などで取り出せなかったりすると、執行できないので注意しましょう。公的な保管制度もあるので利用しましょう。

遺言書

遺言は、自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思や想いを確実に伝えるための手段です。法律によって厳格な方式が定められており、その方式に従わない遺言は、全て無効となります。遺言には、概ね以下の2種類があります。

自筆証書遺言

遺言者が、全文手書きし、押印する遺言書です。財産目録は、パソコンや代筆、預貯金通帳の写しなどの資料を添付する方法でも作成できます。その場合には、財産目録の全てのページに署名と押印が必要になります。作成に費用がかからず、いつでも手軽に書き直せるという長所がある一方、要件を満たさず無効になってしまうおそれ、紛失や見つけてもらえないおそれ、改ざんや隠ぺいなどのおそれ、家庭裁判所での検認手続きの手間などの短所もあります。法務局に預ける「遺言書保管制度」を利用すると、無効や紛失、改ざんのおそれを防ぐことができ、家庭裁判所での検認も不要となります。

公正証書遺言

公正役場で証人2人以上の立会いの下、遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べて、作成してもらう遺言書です。原本は、公証役場で保管されます。遺言が無効になる可能性が低い、改ざんや隠ぺいのおそれがない、家庭裁判所での検認が不要、病気等により手書きが困難な場合にも作成が可能などの長所がある一方、家族以外の証人2人の立会いが必要、費用がかかる、公証役場まで出向く必要があるなどの短所があります。本人が出向くことが困難な場合には、遺言者のご自宅や介護施設、病院等に公証人が出張して作成することもできます。

配偶者居住権

残された配偶者が被相続人(亡くなった夫または妻)の所有する建物(夫婦で共有する建物でもかまいません)に居住していた場合で、一定の要件を満たすときに、被相続人が亡くなった後も、配偶者が、賃料の負担なくその建物に住み続けることができる権利のことです。残された配偶者は、被相続人の遺言や、相続人間の話し合い(遺産分割協議)等によって、配偶者居住権を取得することができます。

付言事項

遺言書の最後に記載する相続人などへの私的なメッセージ。法的効力はありませんが、補足説明や家族に向けた想いを書いておくことで、遺言書の内容への不満や相続人間での争いを防ぐ効果が期待されることもあります。

遺留分

被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合です。遺言によって、被相続人の自由な財産の処分を認める一方で、残された相続人の生活を保障するために、民法は遺留分制度を設け、一部制限しています。親など(直系尊属)のみが相続人の場合は、相続財産の3分の1、配偶者や子どもなどの場合は相続財産の2分の1が遺留分割合となります。遺留分権利者が複数いる場合には、それぞれの法定相続分の割合を乗じて個別の遺留分を算出します。

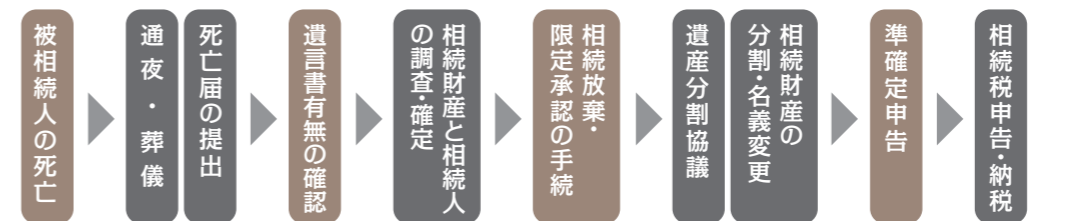
遺留分侵害額請求権

遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から、1年間行使しない時は、時効によって消滅します。

相続

相続は死亡によって開始し、相続人は、相続開始の時(被相続人の死亡の時)から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します。財産的価値のあるものだけでなく、借金などのマイナスの財産も承継する対象となります。また、金銭的価値に換算できないような権利や義務も承継の対象となります。

被相続人が死亡してから相続完了までの主な流れ



法定相続人と法定相続分

法定相続人

民法で定められている相続人の範囲。死亡した人の夫または妻(配偶者)は常に相続人となり、配偶者以外の人、次の順序で配偶者と一緒に相続人となります。内縁関係の人は、法定相続人には含まれません。

- 第1順位** 死亡した人の子ども(その子どもが既に死亡しているときは、その子どもの子や孫が相続人となります。)
- 第2順位** 死亡した人の父母や祖父母など(直系尊属) 父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方が優先します。
- 第3順位** 死亡した人の兄弟姉妹(その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子どもが相続人となります。)第3順位の人は、第1順位の人も第2順位の人もいない時に、相続人となります。

法定相続分

民法に定める法定相続分は、相続人の中で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の持分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。法定相続分は次のとおりです。

- 配偶者と子どもが相続人である場合**
配偶者2分の1、子ども(2人以上のときは全員で)2分の1
- 配偶者と親など(直系尊属)が相続人である場合**
配偶者3分の2、直系尊属(2人以上のときは全員で)3分の1
- 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合**
配偶者4分の3、兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)4分の1

遺産分割協議

相続人全員が参加し、全員の合意をもって遺産分割の方法と相続の割合を決めていく話し合い。被相続人が遺言で遺産分割を禁じている場合を除き、相続人全員の協議により遺産の分割をすることができます(民法907条)。遺産分割協議の成立により、相続開始の時にさかのぼって取得(承継)することになります(民法909条)。行方不明の相続人や認知症で意思表示をすることができない相続人を除外して行った遺産分割協議は、無効となります。また、遺産分割協議後に新たな相続人の存在が判明した場合にも、成立した遺産分割協議は無効となります。

寄与分と特別受益

共同相続人の中に、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした者がある時は、相続における実質的公平を図るため、相当額の財産を取得させる寄与分制度が設けられています。また、共同相続人の中に、被相続人から特別受益(遺贈、婚姻のための贈与、養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与、学費の援助など)を受けた者については、相続における実質的公平を図るため、相当額の財産について持戻しを行う特別受益の制度が設けられています。

特別縁故者

相続人の存否が不明で家庭裁判所により相続財産清算人が選任された場合において、家庭裁判所の相続人を検索するための公告で定められた期間内に相続人である権利を主張する者がなかった場合、相続財産清算人が被相続人(亡くなった方)の債務を支払うなどして清算を行った後、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残った相続財産の全部または一部を与えることができます。被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者が、申立てることができます。

財産管理委任契約

契約締結に必要な判断能力がある間に、本人が、自分の財産管理やその他生活上の事務について、代理人との間で財産管理の内容を決めておきます。公正証書といった形式は必要ありません。いつから財産管理を開始するかも、契約で自由に決めることができます。一般的には、判断能力はあるけれども身体は不自由な状態のときに、銀行からの預金引き出しや諸費用の支払い手続きなど、要介護認定の申請・介護サービスの契約・契約変更・解除・費用の支払いなどの、日常的な財産管理等について依頼することが多いです。

エンディングノート

エンディングノートは、残された人たちが困らないようにまた、自身が人生を振り返ってさまざまなモノやコトを整理するために書くものです。主には、自分の情報や葬儀・遺品処理に関する希望、保険証券や遺書の保管場所などの具体的な情報のほか、自分の思いや残された人たちへの感謝の気持ちなども書き記します。書式に決まりはないので、好きなノートに直筆で書いても、パソコンでタイプしてもかまいません。ただし、書くだけでは伝わらないので、信頼できる人に託すことを忘れず。なお、法的な効力はないので、遺言書の代わりにはなりません。

—— 例えば、こんなことを書いておこう! ——

- 基本情報
(氏名・生年月日・住所・本籍・家族構成・血液型など)
- 葬儀・埋葬に関する希望
- 友人・知人の連絡先
- 遺品処理についての希望
- 遺書の有無や保管場所
- 財産の詳細／生命保険の詳細
(預貯金・不動産・株式等投資資産・車などの資産 他)
- 携帯電話やPC他のパスワード

死後事務委任契約

委任者(本人)が第三者(個人、法人を含む。)に対して、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等に関する代理権を付与して、死後事務を委任する契約をいいます。「後見」や「遺言」ではカバーできない、通夜・告別式、火葬・納骨・埋葬、永代供養に関すること、医療費や老人ホーム等の施設利用料の支払いに関すること、賃借建物明け渡しに関すること、行政官庁等への諸届に関すること、SNSの削除など様々な内容を依頼することができます。

継続的見守り契約

生活や財産管理等の不安に対応できるように、定期的に電話や訪問により連絡を取るなどし、継続的に体調や生活状況の変化などを見守る契約です。一般的に、毎月1回程度の電話と訪問、体調や生活状況の変化の確認、認知症発症の有無の確認、介護サービス利用の要否の確認、医療サービス利用の要否の確認などが契約の内容とされています。

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が十分ではない方を法的に保護するための制度で、判断能力の度合いによって、「補助」「保佐」「後見」の類型に分けられます。「後見」は、判断能力が欠けているのが通常の状態の方についての制度です。

法定後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって、判断する能力が欠けているのが通常の状態の方について、申立てによって、家庭裁判所が「後見開始の審判」をして、本人を援助する人として成年後見人を選任する制度です。成年後見人は、本人に代わって契約を結んだり、本人の契約を取り消したりすることができます。このように幅広い権限を持つ後見人は、本人の財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないように十分に配慮する必要があります。

任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合にそなえて、あらかじめ後見人となってくれる人(任意後見受任者)と公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。法定後見制度では、見知らぬ人が成年後見人に選任されることもありますが、任意後見では、信頼できる人をあらかじめ自分で選んでおくことができます。



行政書士ってどんなことを手伝ってくれるの?

行政書士は、数ある士業の中で、最も生活者に身近な法律家です。

主な仕事は、官公署に提出する申請書類の作成や手続きの代行。例えば、マイナンバーカードの申請のお手伝いや、遺言書の作成、相続手続きなどがあげられます。その他、各種事業に関する許認可申請のお手伝いも大きな仕事の一つです。

遺言書作成や
相続手続きの
お手伝い

成年後見人制度
に関する
お手伝い

外国人の入国や
在留手続きなどの
国際業務

各種契約書、
内容証明の作成

農地転用や
境界明示等に関する
測量図面の作成

建設業などに
関する許認可申請

事業承継や合併
などに関する
手続き

法人設立に
関する手続き

飲食店や風俗営業
宿泊施設などの
許認可申請

運送業・物流業に
関する許認可申請

自動車登録や
車庫証明
などの手続き

知的財産の活用や
知的財産経営の
サポート

随時、無料相談会を実施しています。
ぜひ、ご相談ください。

お問い合わせ先 大阪府行政書士会
TEL.06-6943-7501(代表)

